

裁判員裁判対象罪名一覧表

罪 名	条 項	法 定 刑	法定刑に死刑又は無期懲役・禁錮が含まれる罪 (裁判員法 § 2 I ①)	左以外で故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪 (裁判員法 § 2 I ②)	未遂罪の有無
刑法(明40法45)					
外患誘致	81条	死刑	○		○
外患援助	82条	死刑又は無期若しくは2年以上の懲役	○		○
現住建造物等放火	108条	死刑又は無期若しくは5年以上の懲役	○		○
激発物破裂	117条1項前段	死刑又は無期若しくは5年以上の懲役	○		
ガス等漏出致死	118条2項	3年以上の有期徒刑		○	
現住建造物等浸害	119条	死刑又は無期若しくは3年以上の懲役	○		
往来妨害致死	124条2項	3年以上の有期徒刑		○	
電汽車転覆	126条1項	無期又は3年以上の懲役	○		○
艦船転覆	126条2項	無期又は3年以上の懲役	○		○
船車転覆致死	126条3項	死刑又は無期懲役	○		
電汽車往来危険転覆	127条前段	無期又は3年以上の懲役	○		
艦船往来危険転覆	127条後段	無期又は3年以上の懲役	○		
船車往来危険転覆致死	127条	死刑又は無期懲役	○		
浄水汚染致死	145条	3年以上の有期徒刑		○	
水道汚染致死	145条	3年以上の有期徒刑		○	
浄水毒物混入致死	145条	3年以上の有期徒刑		○	
水道毒物混入致死	146条後段	死刑又は無期若しくは5年以上の懲役	○		
通貨偽造	148条1項	無期又は3年以上の懲役	○		○
偽造通貨行使	148条2項	無期又は3年以上の懲役	○		○
詔書偽造	154条	無期又は3年以上の懲役	○		
虚偽詔書作成	156条	無期又は3年以上の懲役	○		
偽造詔書行使	158条1項	無期又は3年以上の懲役	○		○
強制わいせつ致死傷	181条1項	無期又は3年以上の懲役	○		
強姦致死傷	181条2項	無期又は5年以上の懲役	○		
集団強姦致死傷	181条3項	無期又は6年以上の懲役	○		
特別公務員職権濫用致死	196条	3年以上の有期徒刑		○	
特別公務員暴行陵虐致死	196条	3年以上の有期徒刑		○	
殺人	199条	死刑又は無期若しくは5年以上の懲役	○		○
傷害致死	205条	3年以上の有期徒刑		○	
危険運転致死	208条	1年以上の有期徒刑		○	
不同意墮胎致死	216条	3年以上の有期徒刑		○	
遺棄致死	219条	3年以上の有期徒刑		○	
保護責任者遺棄致死	219条	3年以上の有期徒刑		○	
逮捕監禁致死	221条	3年以上の有期徒刑		○	
身の代金拐取	225条の2第1項	無期又は3年以上の懲役	○		○

裁判員裁判対象罪名一覧表

罪 名	条 項	法 定 刑	法定刑に死刑又は無期懲役・禁錮が含まれる罪 (裁判員法 § 2 I ①)	左以外で故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪 (裁判員法 § 2 I ②)	未遂罪の有無
拐取者身の代金取得	225条の2第2項	無期又は3年以上の懲役	○		
強盗致傷・強盗傷人	240条前段	無期又は6年以上の懲役	○		
強盗致死・強盗殺人	240条後段	死刑又は無期懲役	○		○
強盗強姦	241条前段	無期又は7年以上の懲役	○		○
強盗強姦致死	241条後段	死刑又は無期懲役	○		
建造物等損壊致死	260条後段	3年以上の有期徒刑		○	
爆発物取締罰則(明17太政官布告32)					
爆発物使用	1条	死刑又は無期若しくは7年以上の懲役又は禁錮	○		
爆発物使用未遂	2条	無期若しくは5年以上の懲役又は禁錮	○		
決闘罪に関する件(明22法34)					
決闘殺人	3条	死刑又は無期若しくは5年以上の懲役	○		○
決闘傷害致死	3条	3年以上の有期徒刑		○	
盗犯等の防止及び処分に關する法律(昭5法9)					
常習強盗致傷	4条	無期又は10年以上の懲役	○		
常習強盗強姦	4条	無期又は10年以上の懲役	○		○
道路運送法(昭26法183)					
事業用自動車転覆等致死	101条2項後段	無期又は3年以上の懲役	○		
自動車道における往来危険による自動車転覆等致死	102条	無期又は3年以上の懲役	○		
覚せい剤取締法(昭26法252)					
営利目的による覚せい剤の輸出入、製造	41条2項	無期若しくは3年以上の懲役又は無期若しくは3年以上の懲役及び1000万円以下の罰金	○		○
麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)					
営利目的によるジアセチルモルヒネ等の輸出入、製造	64条2項	無期若しくは3年以上の懲役又は無期若しくは3年以上の懲役及び1000万円以下の罰金	○		○
武器等製造法(昭28法145)					
営利目的による銃砲の無許可製造	31条2項	無期若しくは5年以上の有期徒刑又は無期若しくは5年以上の有期徒刑及び3000万円以下の罰金	○		○
高速自動車国道法(昭32法79)					
高速自動車国道の損壊等による自動車転覆等致死	27条2項後段	無期又は3年以上の懲役	○		
銃砲刀剣類所持等取締法(昭33法6)					
けん銃等の発射	31条1項	無期又は3年以上の有期徒刑	○		
組織的なけん銃等の発射	31条2項・3項	無期若しくは5年以上の有期徒刑又は無期若しくは5年以上の有期徒刑及び3000万円以下の罰金	○		
営利目的によるけん銃等の輸入	31条の2第2項	無期若しくは5年以上の有期徒刑又は無期若しくは5年以上の有期徒刑及び3000万円以下の罰金	○		○
航空機の強取等の処罰に関する法律(昭45法68)					
航空機の強取等	1条1項	無期又は7年以上の懲役	○		○
航空機強取等致死	2条	死刑又は無期懲役	○		
航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭49法87)					
航行中の航空機を墜落させる等の罪	2条1項・2項	無期又は3年以上の懲役	○		○
航空中の航空機を墜落させる等による致死	2条3項	死刑又は無期若しくは7年以上の懲役	○		

裁判員裁判対象罪名一覧表

罪 名	条 項	法 定 刑	法定刑に死刑又は無期懲役・禁錮が含まれる罪 (裁判員法 § 2 I ①)	左以外で故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪 (裁判員法 § 2 I ②)	未遂罪の有無
業務中の航空機の破壊等による致死	3条2項	無期又は3年以上の懲役	○		
人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭53法48)					
加重人質強要	2条	無期又は5年以上の懲役	○		
加重人質強要(航空機強取等の罪を犯した者による人質強要)	3条	無期又は10年以上の懲役	○		
人質殺害	4条	死刑又は無期懲役	○		○
細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭57法61)					
生物兵器等の使用による生物剤等の発散	9条1項	無期若しくは2年以上の懲役又は1000万円以下の罰金	○		○
流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭62法103)					
流通食品への毒物の混入等致死傷	9条2項	無期又は1年以上の懲役	○		
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平3法94)					
業として行う麻薬等の不法輸入等	5条	無期又は5年以上の懲役及び1000万円以下の罰金	○		
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平7法65)					
化学兵器使用による毒性物質等の発散	38条1項	無期若しくは2年以上の懲役又は1000万円以下の罰金	○		○
サリン等による人身被害の防止に関する法律(平7法78)					
サリン等の発散	5条1項	無期又は2年以上の懲役	○		○
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)					
一種病原体等の発散	67条1項	無期若しくは2年以上の懲役又は1000万円以下の罰金	○		○
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平11法136)					
組織的な殺人	3条1項7号・2項	死刑又は無期若しくは6年以上の懲役	○		○
組織的な身の代金目的略取	3条1項10号・2項	無期又は5年以上の懲役	○		○
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平19法38)					
放射線の発散等	3条1項	無期又は2年以上の懲役	○		○
海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平21法55)					
海賊行為	3条1項	無期又は5年以上の懲役	○		○
海賊行為致傷	4条1項前段	無期又は6年以上の懲役	○		
海賊行為致死	4条1項後段	死刑又は無期懲役	○		○

※平成24年9月に調査したもの。